

会 議 録

1 会議名

平成27年度第10回大島区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

1) 協 議（公開）

- (1) 諮問第97号 上越市大島地区公民館菖蒲分館の廃止について
- (2) 諮問第98号 上越市大島地区公民館大島分館の廃止について
- (3) 諮問第99号 上越市大島地区公民館保倉分館の廃止について
- (4) 諮問第100号 上越市大島地区公民館旭分館の廃止について
- (5) 地域活動支援事業（大島区）実施に係る基本方針について
- (6) 自主的審議事項に関する審議について
 - ・少子化対策について

2) 報 告（公開）

- (1) 答申に対する通知について
 - ・諮問第96号 上越市過疎地域自立促進計画（案）について
- (2) 諮問除外事項について
 - ・不動尊公園の管理運営方法の変更について
 - ・ほくら公園の管理運営方法の変更について
 - ・堀切川砂防公園の管理運営方法の変更について
 - ・仁上ほたる公園の管理運営方法の変更について
 - ・仁上多目的広場の管理運営方法の変更について
 - ・棚岡多目的広場の管理運営方法の変更について
 - ・大島多目的広場の管理運営方法の変更について
 - ・菖蒲西多目的広場の管理運営方法の変更について
 - ・熊田多目的広場の廃止について
- (3) 今後の図書館分室の在り方について

3) その他（公開）

- (1) 上越市高齢者通話録音装置貸与事業について
- (2) 上越市農業所得収支計算相談会及び市・県民税の申告相談の実施について

3 開催日時

平成28年1月28日（木）午後3時00分から午後5時05分まで

4 開催場所

大島コミュニティプラザ2階 市民活動室1

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：石塚隆雄（会長）、岩野幸子、内山愛治、高橋利津子、中村朝彦、
早川丈夫、丸田新一、横尾榮一、吉原忠正
- ・木田庁舎：社会教育課 大山課長、佐藤参事
高田図書館 池田館長、植木副館長
- ・事務局：浦川原区総合事務所 竹内建設グループ長、田中班長、荻原主任
大島区総合事務所 本山所長、太田次長、武田市民生活・福祉グループ長、
池田班長、原主事（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容

【石塚会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・岩野實副会長、武江一義委員の欠席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：内山愛治委員に依頼

本日の議題は、協議事項6件、報告事項3件、その他事項2件である。会議の進行については、協議事項(6)自主的審議事項に関する審議に時間を要することから、一番最後に協議することをご理解いただきたい。

それでは、協議事項(1)「諮問第97号上越市立大島地区公民館菖蒲分館の廃止について」、(2)「諮問第98号同大島分館の廃止について」、(3)「諮問第99号同保倉分館の廃止について」、(4)「諮問第100号同旭分館の廃止について」、事務局に説明を求める。

【社会教育課 大山課長】

資料No.1 から 4 により説明

- ・最初に、公民館・生涯学習センター等の再配置の方針について、説明する。上越市では、平成 27 年 2 月に公の施設の再配置計画を公表した。2 年前にも公民館のみ対象とした再配置を検討したが、今回の計画では、公民館施設と類似した生涯学習センターや地区集会施設を含む集会機能を持つ建物をあわせて、市民文化施設として適正な配置に向けた考え方を整理している。
- ・公民館事業、社会教育事業を行う施設は、公民館に限らず、集会機能を有する施設や町内会館、学校などで幅広くとらえることで、専属の公民館施設のみで行わないという考え方である。
- ・公の施設の再配置に示されている方向性であるが、地区公民館は原則として各地域自治体に所在する集会機能を有する施設に置くとしている。
- ・分館は、地域に根差した活動の場所がなくならないように配慮した上で、施設の再配置を進めていく。
- ・社会教育課では、現在、各地域にある公民館や生涯学習センター等の施設について、地元住民と協議を始めており、協議が整ったところから、条例改正を進めていく。
- ・今回の諮問案件である大島区内の 4 つの分館は、農村振興課の所管施設である各地区の農村環境改善センター等を公民館分館として併用していたが、公民館機能のみを廃止したい。
- ・4 つの分館を公民館条例から廃止したとしても、施設はそのまま農村振興課の所管施設として継続する。
- ・昨年 7 月 8 日、大島区 4 地区で地区振興協議会長等に説明を行い、公民館分館を廃止することについて、了解をいただいている。
- ・公民館活動を推進している公民館サポーターがいるが、公民館分館を廃止しても、これまでと同様の扱いをしていく。つまり、分館を条例上廃止しても、これまでの事業とサポーターの体制や活動などに変わりなく、公民館活動が停滞しないことをご理解いただきたい。
- ・廃止条例の施行日は平成 28 年 4 月 1 日を予定している。

【石塚会長】

質問があれば、求める。

【横尾委員】

分館の廃止に異論はないが、廃止した場合のメリットを教えてください。

【社会教育課 大山課長】

公民館分館事業は今後も継続して行っていくが、大島区の住民が農村環境改善センター等を公民館分館であると理解しているかどうかである。公民館分館としながらも、実際は農村環境改善センター等としての利用がほとんどであることから、実際の目的にあった形態にするというのが、今回の一番のポイントである。

【横尾委員】

公民館分館の実態としては、管理運営にかかる予算が一切なく、パソコンや電話などの備品、消耗品類も全くなかった。

【社会教育課 佐藤参事】

先程の説明と重複するが、今回廃止する公民館分館は、公民館として管理運営している施設ではない。したがって、どの公民館分館も備品や消耗品の予算は計上していないが、大島区の公民館事業としての行事や活動を行うための予算は計上している。

【石塚会長】

私は、農村環境改善センター等を公民館分館とすること自体、間違っていたと思う。教育関係の建物を分館として指定するなら理解できるが、全く教育に関係ない建物を一般住民が公民館の分館だと指定しても、理解できない状態だったと思う。だから、今回の公民館分館の廃止で本来の農村環境改善センター等に戻り、明瞭になると解釈している。ただ、分館事業に対する予算について、無かったことは、携わったことがないのでわからないが、諮問の主旨である公民館分館を廃止することについては、何ら異議のないことである。

【横尾委員】

分館を廃止することに異論はない。ただ、分館には予算がなく、今まで放置していたように感じられたということを述べている。

【本山所長】

公民館分館の過去の経緯について説明する。以前は、旭地区以外は小学校に公民館分館を定めており、旭地区には旭支所に分館があった。その旭支所がなくなり、旭小学校へ移行した。平成9年に小学校が統合されたことから、農村環境改善センター等に移され、現在に至っている。4地区のセンターに移行した段階で、予算措置の対応

をしていなかったのかもしれない。それについては、申し訳なく思っている。

【横尾委員】

分館は名ばかりで何も予算がなかった。分館の管理運営にかかる経費を予算計上しておく必要があったと思う。

【社会教育課 大山課長】

私は分館を管理運営していくための予算計上は必要ないと思っている。分館事業を実施するための費用については、地区公民館や総合事務所で予算計上している。

【石塚会長】

他に質問があれば求める。

【中村委員】

今までそれぞれの分館事業が行われてきたが、今後も分館事業は継続するのか、それとも地区公民館に統一されるのか。

【社会教育課 大山課長】

分館は廃止されるが、活動自体は継続していく。

【石塚会長】

他に質問があれば求める。

ないようなので、「諮問第97号大島地区公民館の菖蒲分館、諮問第98号同大島分館、諮問第99号同保倉分館、諮問第100号旭分館の廃止について」諮問のとおり適当と認め、答申することによろしいか。

(委員から「はい」の声あり)

では、諮問のとおり適当と認め、答申することとする。

続いて、報告事項(3)今後の図書館分室の在り方について事務局に説明を求める。

【社会教育課 大山課長】

資料No.10により説明

- ・これまでの図書館についてだが、浦川原区と頸城区には、合併前から図書館があった。この2区を除く11区の図書館は、合併前は公民館図書室としての位置付けであった。
- ・合併を契機に、これを図書館法に基づく図書館分室として位置付けた。しかし、図書館分室には、合併当初から専門職である図書館司書は配置しておらず、本来の図書館法の図書館機能は十分ではなかった。

- ・図書館分室の現状を踏まえ、改めて図書館運営と体制について見直しを行った。
- ・図書館分室は廃止になるが、図書等はそのまま引き継がれ、公民館の管理に移管する。利用者は、これまでと変わりなく図書室の利用、図書の貸出や返却ができる。
- ・地域住民が身近で高田図書館のサービスを受けられるように、高田図書館の本を予約して、それぞれ区の窓口で受け取り、返却できるサービスについても継続していく。
- ・公民館図書室の開館時間等も、これまでと同様とすることを考えている。
- ・地域の連携のもと、公民館が中心となり、地域で活躍する団体等の活動に必要な図書を把握し、地域の活性化に結び付くよう、地域住民の主体的な公民館活動等の支援体制を整える主旨のものである。
- ・利用する市民に対するサービスが変更、低下するものではなく、地域と密着した公民館事業、社会教育事業の強化、充実につなげていくことを目指す。

【石塚会長】

質問があれば求める。

公民館図書室に変更しても、予算は高田図書館で計上するのか。

【社会教育課 大山課長】

今後は公民館費で予算計上する。

【石塚会長】

質問を求めるがないようなので、この件については終わりとする。

－ 社会教育課、高田公民館 職員退席 －

次に、協議事項(5)地域活動支援事業（大島区）実施に係る基本方針について、事務局に説明を求める。

【池田班長】

資料No.5により説明

- ・上越市全体の募集要項が公表された後、大島区版の募集要項を作成し、大島区内の住民に配布する予定である。

【石塚会長】

質問があれば求める。

本日、この会議で大島区の採択方針を決定するのか。

【池田班長】

本日、決定していただきたい。

【石塚会長】

では、採択方針、それから補助金額、補助回数、審査基準等を検討し、決定したいと思うが、まず採択方針についてどうか。

私は、採択方針、補助率、あるいは審査基準は、年度ごとに変更すべきものではないと思っているが、他の委員の意見を求める。

【中村委員】

補助上限額 100 万円を撤廃とするか、弾力的に対応できるよう「概ね」と付けた表現にしたらどうか。今年度、補助金額が 100 万円を超える事業を採択したことから、厳しく制限をしなくてよいのではないかと。

【石塚会長】

今、中村委員から上限について意見があったが、他の委員の意見を求める。

【丸田委員】

本日の新聞に掲載されていた三和区の夏祭りのことであるが、今年度、地域活動支援事業として採択され、約 130 万円の補助を受け、大々的に実施したとのことだった。その記事の最後に、これからも地域活動支援事業に提案し、継続して祭りを実施したいとあった。私も大島区の夏祭りの主催者として、地域全体の活性化につながる事業については、上限額 100 万円を超える可能性もあることから制限しない方がよいと考える。

それから、今年度から補助回数は同一事業 3 回までと決定したが、そのことも検討する余地があるのではないかと。

【石塚会長】

今までも上限額 100 万円を超える補助額を希望する事業の提案があれば、当然検討してきたわけだが、そのような提案がなかった。他の委員の意見を求める。

【吉原委員】

私は、提案される事業の件数によって、考え方が変わると思う。地域が活性化する起爆剤になるのなら、提案されたものはできれば採択してあげたい。やはり、大島区全体に関わる重点的な事業に対しては、上限額 100 万円を多少超えてもいいと思うが、上限額をなくすと、1 つや 2 つの事業のために他の事業が採択されないことになって

しまう。従来どおりの採択方針とし、上限額が100万円を超える提案があったときは、協議し、決定すべきではないか。

【石塚会長】

今年度の上限額100万円を超えた補助額で採択した事業というのは、東京都大島町交流事業であり、児童や生徒に高額な負担をさせるのはどうかという意見の中で、特例として上限額100万円を超えた額で採択した。しかし、提案された全ての事業について上限額を検討すべきなのか、あるいは大島区全体を活性化する事業について特例措置を考えればよいのか。私は、大島区全体を活性化する事業以外は、上限額100万円でよいと思う。

【横尾委員】

補助回数を同一事業は3回までにすることについてはどうか。

【石塚会長】

補助回数を同一事業は3回までとした経緯は、毎年同じ事業内容であり、その団体が補助を受けなくても活動していけるよう自立してもらいたいという願いがあって決めた。大島区全体が活性化する事業とは、別の考えである。

それと、大島区の夏祭りは毎年実施されているが、費用はどのくらいか。

【丸田委員】

市から100万円ほどの補助金を交付してもらい、夏祭りを開催している。今まで、地域活動支援事業に提案したことはない。

【本山所長】

三和区は合併前まで夏祭りを実施していたが、合併時に実施しない方針になった。大島区の夏祭りについては、丸田委員が述べたように補助金を交付している。今回、三和区では夏祭りの復活を決めたが、補助金がなかったことから、地域活動支援事業として提案されたとのことである。

【石塚会長】

市から夏祭りに対して補助金の交付があるということであれば、この地域活動支援事業は他の補助制度と重複できないため、対象外となる。

【丸田委員】

花火を打ち上げる等、今よりもっと夏祭りを盛り上げられたらという考えがあった。

【石塚会長】

夏祭りは地域活動支援事業の補助対象外になる。そうであれば、中村委員から意見があった上限額 100 万円に「概ね」と付けた表現にするか、それとも 100 万円にするかの問題である。

【丸田委員】

今年度採択された東京都大島町交流事業について、今後もぜひ子どもたちに交流体験をしてもらいたい。少しずつ補助額を減額されても、継続できればというのが、大島っ子を育む会の意見である。

【石塚会長】

今、中村委員から意見があった「概ね」という表現にするというのは、全ての提案された事業に該当させるのかという問題が出てくるだろう。子どもたちの交流体験のような内容の事業まで補助回数を 3 回までとするのもどうかと思う。提案された事業によっては、上限額 100 万円を超える補助額で採択することも考えられ、その都度審議し、決定することでどうだろうか。したがって、上限額は今年度同様 100 万円にしてはどうか。

(委員から「はい」の声あり)

この他、採択方針や審査基準等についても、委員の意見を求める。

【高橋委員】

補助回数は同一事業 3 回までと決めたわけだが、高齢者のコーラスグループが今年度 4 回目の事業提案で不採択となり、活動に支障をきたしているという声を聞いた。大島区は高齢化が進んでいる中、意欲的にコーラス活動に励んでいる高齢者がいることから、できれば採択してほしいと要望があった。

【石塚会長】

私もその話は聞いた。地域活動支援事業として採択される前は、どのような活動をしていたかと聞いたところ、コーラスが好きな人たちで集まり、活動していたということで、そうだとすれば、やはり自主財源で活動を実施してもらいたい。

【高橋委員】

趣味にお金がかかるのはわかるが、高齢で車を運転できない人が増えてきて、乗り合わせもできなくなっている。事業を採択されていたときは、送迎を手配していたが、今年度は採択されなかったのも、それが難しく、活動場所まで行けない高齢者

がいます。

【丸田委員】

私もその話を聞いた。今年度、採択されなかったことについて、非常に不満があったようだ。例えば、地域活動支援事業の配分額が余っているところが多く、2次募集や3次募集を実施している。配分額が余っているのなら、もう少し使い道があるのではないかと思う。私は、高齢者の生きがいをなくさないようにしてあげたい。

【石塚会長】

今、丸田委員が述べた配分額については、大島区が足りないからと余っている他区から流用するわけにはいかない。募集件数が少ない地域自治区については、無理やり事業提案をしている感じを受ける。ただ、大島区の場合は、ほぼ配分額に達する事業提案がある。

【高橋委員】

高齢者に対しては、少しは融通性があってもいいのではないか。

【中村委員】

一般論として、補助回数を同一事業3回までとするのはどうかと思うところもあるが、今の具体例から言えば、補助回数の制限なしとするのは反対である。団体が事業を行うために必要だと補助金をお願いするということであれば、3回でも4回でも補助金を出していいと私は思う。しかし、実際はその団体が自主活動するために補助金をお願いするのは、本来の地域活動支援事業の主旨とは違うと思う。それを地域活動支援事業で補助し続ける考えは違うのではないか。

【丸田委員】

確かに中村委員の言うとおりでである。事業開始時の考え方がそもそも間違えであって、そのような中村委員の考えであるのなら、最初に細かい指針を決定しておけばよかった。今更そのようなことを主張しても、今まで事業を3回採択された団体は、今後は不採択となってしまう。

【中村委員】

そういう言い方もできるが、そのようなサークル活動であれば、ある程度補助したら、自立をしてもらわなければいけないというのは、この補助事業だけではなく、どの補助事業でも出てくる話だと思う。それぞれの団体が新しい事業を実施するために、その事業について補助をお願いしたいということであればよいと思うが、そうではな

く、基本的にはその団体が活動するための補助は、やはり3回までとする考えでよいのではないか。高齢化が進み、活動に支障が出てきたから、補助をお願いしたいという考えは、違うのではないか。

【丸田委員】

しかし、一生懸命活動している。

【高橋委員】

全額補助してほしいわけではなく、少しの補助でもよい。

【丸田委員】

大島区内の様々なイベントに出演している。地域のためにも活動していることを考慮してほしい。

それと、昨年度の大島体育協会から提案があった大島ニュースポーツ普及事業についてだが、大島区に新しいスポーツを取り入れ、地域を活性化させたいという若い世代の提案であったのにもかかわらず、補助額を減額して採択決定した。そのようなところも見直していただきたい。

【石塚会長】

昨年度、大島ニュースポーツ事業の補助額を減額したのは、新しいスポーツとしてカローリングを採り入れるとし、その備品を購入するための事業提案だった。まずは大島区内の競技人口を知るために、備品を借用し実施してはどうかという理由から減額した。カローリングの競技人口がある程度いるなら、次年度の購入を提案し、全額補助はしなかった。

【丸田委員】

結局、大島体育協会は提案を取り下げ、自主財源で夏祭り1回と練習に3、4回備品を借用して、カローリング大会を実施した。今年度の夏祭りにもカローリング大会を行ったので、2年連続で実施したことになる。

【石塚会長】

今年度の実績があれば、来年度から提案しても問題はない。単純に補助額を減額したわけではない。

【吉原委員】

私は、趣味の会というのは、補助金がないから活動しないというものではなく、自主的に活動し、楽しむものだと思う。実際、私が在住している地区ではカラオケクラ

ブや詩吟クラブ、料理クラブ等自発的に活動している。普通であれば仲間が寄り合い、楽しく活動するというのが根本にある。そのようなことを考慮すると、補助回数の制限である3回までに、ある程度自立してもらわないといけない。

【高橋委員】

趣味にお金がかかるのはわかる。コーラス活動をしている人たちは、70～80代であり、大島区のいろいろな場所で活動している。大島区にとって、大事なコーラスグループだと思う。それが1人、2人欠けるとグループが存続できない可能性がある。

【吉原委員】

町内会で助成していないのか。

【高橋委員】

老人会のクラブは助成していると思うが、大島区としてのコーラスグループであるから、補助はない。全面的に補助をお願いするのではなく、少し補助をお願いしたいということで今年度も申請したと思う。

【吉原委員】

根本にあるのは、自発的に活動することではないか。

【高橋委員】

根本は理解しているが、少し補助をお願いしたいということで提案していると思う。

【石塚会長】

今年度、補助回数は同一事業3回までとしたのに、来年度は補助回数の制限をなしとするのもどうかと思う。

【高橋委員】

再度、話し合った結果なら問題ないと思う。

【石塚会長】

大島区に配分された額に達する事業提案がある点を考慮していただきたい。

これまでに様々な意見があったが、平成28年度は今年度同様と決定してよいか。

(委員から「はい」の声あり)

採択方針、それから補助金額、補助回数、審査基準は今年度同様とすることでご理解いただきたい。それから、募集期間、審査、残額の取り扱いについても今年度同様でよろしいか。

(委員から「はい」の声あり)

では、平成 28 年度地域活動支援事業に係る基本方針については、今年度同様とする。
次に、報告事項(1)「答申に対する通知について」事務局に説明を求める。

【太田次長】

資料No.6 により説明

- ・ 柿崎区、大潟区、頸城区、中郷区を除く 9 区の地域協議会で諮問した結果、全て適当との答申がなされた。
- ・ 昨日、パブリックコメントの募集が終了したことから、これから県との法定協議を経て、市議会 3 月定例会に議案を提出予定である。

【石塚会長】

この資料のとおり、ご理解いただきたい。

続いて、報告事項(2)「諮問除外事項について」事務局に説明を求める。

【田中班長】

資料No.7 により説明

- ・ 平成 15 年 9 月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度を導入できるようになった。これに伴い、大島区内の農村公園についても平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 10 年間、この制度を導入し、管理している。
- ・ 今回、農村公園の指定管理者制度を廃止する理由は、平成 28 年 3 月指定管理の満了に伴い、管理運営を全市にわたって見直した結果、指定管理者制度本来の民間活力による施設の利便性の向上、経費の削減が図られるものではないと判断したため、市と地元町内会との協働管理に切り替える。
- ・ 今後は、市の直営管理とし、施設の各種点検、光熱水費、施設修繕は市が負担する。それから、草刈り、トイレ清掃、冬囲い、施設異常時の連絡等は地元町内会に委託をし、実施をしていきたい。
- ・ 堀切川砂防公園については、事実上休止とし、熊田多目的広場については、廃止を予定している。
- ・ 12 月 8 日より、地元町内会と協議を開始し、平成 28 年度の円滑な管理の切り替えを目指して、現在まで協議を続けているところである。
- ・ 今後の予定は、市議会 3 月定例会に農村公園の条例の改正について提案し、地元町内会と維持管理について平成 28 年 4 月 1 日に協定を締結し、協働管理に切り替える。

【石塚会長】

質問があれば、求める。

関係する町内会には、既に了承されていると理解してよいか。

【田中班長】

昨年12月8日から協議を始め、概ね合意をいただいているところだが、市議会3月定例会での議決後に正式合意に至る予定である。

【横尾委員】

草刈りの単価が非常に安いと聞いた。安い単価で草刈りに来てくれる人はいるのか。

【田中班長】

先ほども説明したが、草刈り等は地元町内会に委託することになる。草刈りの単価については、県等の単価を参考にして、全市共通としている。集草を伴うものは㎡15円、集草を伴わないものは㎡10円である。

【丸田委員】

横尾委員の質問と関連するが、例えば保倉公園は民家に近く、老人ホームがあったりと、年に1、2回の草刈りで果たして済むのかと疑問に感じる。害虫等の被害が非常に多く、景観も損なう。今まで地元住民が管理を行ってきたが、業者に委託した場合、地域住民に喜んでもらえるだろうか。

【田中班長】

業者委託ではなく、地元町内会に草刈り等は委託するという単価設定であり、草刈りの回数は例外も想定されるが、協定管理の中では年4回実施することを前提で設定している。パークパートナーという協働管理を行い、負担は半分ずつ折半する考えで、組み立てられている。

【石塚会長】

熊田多目的広場の土地は、無償譲渡するのか。

【田中班長】

土地の財産処分については、そこまで協議が進んでいない。

【石塚会長】

質問を求めるがないようなので、続いてその他事項(1)「上越市高齢者通話録音装置貸与事業について」事務局に説明を求める。

【武田G長】

資料No.8により説明

- ・通話録音装置は全部で211台を用意しているが、それを超える申請があった場合には、書類選考で貸与世帯を決定する。
- ・貸与期間が終了した場合は、この装置は撤去し、他の世帯に貸与することになっている。なお、引き続きこの装置を設置したい世帯については、販売店で購入していただく。

【石塚会長】

質問があれば求める。

【早川委員】

対象世帯には既に周知したのか、それともこれから周知するのか。

【武田G長】

おおしまだより2月1日号で周知する。

【高橋委員】

上越市全体で211台なのか。

【武田G長】

そうである。

【吉原委員】

これは、後期高齢者が対象か。

【武田G長】

年齢は関係ない。

【石塚会長】

質問を求めるがないようなので、次にその他事項(2)「上越市農業所得収支計算相談会及び市・県民税の申告相談の実施について」事務局に説明を求める。

【武田G長】

資料No.9により説明

- ・農業所得収支計算相談会は、2月1日から12日の期間、予約制で実施する。
- ・市、県民税の申告相談は、2月16日から29日までは対象町内会を指定し、3月8日から15日までは全町内会対象に実施する。

【石塚会長】

質問を求めるがないようなので、協議事項(6)「自主的審議事項に関する審議について」私から説明する。今まで少子化対策について様々な議論を行い、研修等を実施してきた。今まで議論してきた結果を踏まえて、意見書を提出する必要があるかどうか、本日決定したい。意見書を提出する場合は、現委員の任期が残り3か月ほどであることから、意見書の概要まで本日決定しないと市からの回答書提出が間に合わないと予想される。このことを念頭に置き、少子化対策についてどのように結論付けるか、委員の意見を求める。

【本山所長】

その前に、本日用意した資料について説明する。

【武田G長】

当日配付資料により説明

- ・1月22日に新潟県の国勢調査速報値が公表されたが、平成22年から平成27年の5年間の大島区の人口減少率は16.3%であり、上越市内の地域自治区の中で最も高い減少率となった。また、昭和30年に大島村が合併し、それ以降の国勢調査の人口減少率と比較しても、最も高い減少率となった。
- ・詳細な人口減少の理由等についての分析は、まだ国勢調査の正式な最終値が公表されていないので、これからになるが、総合事務所内で要因について話し合った結果、平成23年3月に発生した長野県北部地震によって、震源地の近くであった菖蒲地区の人口が減ったのが大きな原因ではないかと推測した。
- ・本日配付した大島区地区別人口の推移のグラフは、住民基本台帳の数字を用いて作成したもので、国勢調査の数字と開きがあるが、地震の被害が大きかった菖蒲地区の人口減少が23.4%となっており、非常に減少率が高いことがわかる。地震が要因の一つだとすれば、今回のように急激な人口減少はないと予測されるが、大島区の人口減少は、新しい局面を迎えているのではないかという数字が出てきたので紹介する。
- ・総務省の地域再生マネージャーもつとめている方が、人口推計の技術をインターネットで公開している。この公開されている推計表を用いて、昨年7月に大島区の人口を推計した。この推計表自体は、震災等の外的な要件を入れる余地がなく、平成2年から平成17年の国勢調査人口を入力すると、自動的に2060年までの人口が

計算されるものである。

- ・今回の国勢調査の速報値で大島区の人口が 1613 人と公表されたが、推計表を用いて計算した数字も 1613 人であった。この推計表は 45 年後の 2060 年まで計算できるのだが、15 年後の 2030 年には約 860 人という数字が出た。以上、現状の人口減少の傾向を説明した。
- ・一方、毎年 1 % の定住人口を増やせば、人口は維持できる。そのためにどうするかを考え、取り組みを進めることを「田園回帰 1 % 戦略」といい、以前にも紹介した。大島区の現在の人口で計算すると、毎年 16 人程度の定住人口を増やすことになる。大島区に、毎年 16 人も定住者を増やすことは不可能だとなれば、議論は終わってしまうが、16 人の定住者を呼び込んで、この人たちを支える経済やコミュニティ、行政がどうあるべきかを具体的に考えていくというのが、自主的審議事項の最終目標ではないかと思い、紹介させていただいた。

【石塚会長】

これまで議論してきたが、その中には特段、少子化対策と思ふべき事柄がなかった。事務局から貴重な資料も提供していただいた上で、委員の意見を求める。

【丸田委員】

先日、商工会と上越市との懇談会で人口推移について資料が配付された。現在、市全体で 19 万 7 千人いる。それが、20 年後には 16 万 4 千人、25 年後には 15 万 5 千人と減少していく。それから高齢者の割合が人口に対して 37.8%、それから 10 歳から 14 歳の子どもたちの割合が 10.4% まで下がるということで、既に少子高齢化が進んでいるが、10 年、20 年後は人口が増えないと見込まれている。人口増加は全国的に課題とされている。

【横尾委員】

菖蒲地区は 5 年前の長野県北部地震の震源地から近く、その中でも菖蒲東町内会が一番震源地に近かった。今の菖蒲東町内会の世帯数は 30 世帯である。地震のときに 10 世帯以上が、集落外に転出していった。あと 5 年後には、20 世帯ほどになるのではないかと推測される。

【石塚会長】

昨年、大島区内の各町内会長に依頼して集落实態調査を実施したが、調査結果の数字を見ると、世帯数は軒並み減少している。この委員で意見書を提出して何か対策を

お願いすることは考えられるかどうか。

【横尾委員】

若い人たちから移住してきてもらえれば、一番手っ取り早い。移住してもらうには、大島区がやはり住みよい、そのようなものがなければならない。例えば、高校への通学費がかかるわけだから、通学費の無償化等の助成を増やさなければ、移住してくれない。

【石塚会長】

ただ、そのような助成制度は子どもがいるから出る話である。それより先にやるべきことがあるのではないか。

【丸田委員】

今年度、視察研修で十日町市の池谷集落へ行ったときに、集落に地元出身の後継者は戻っているのかという質問には、誰もいないとの回答だった。移住者が一生懸命活動している姿を見て、そこに住んでいる地元住民が、集落から都市部へ移住した人たちにUターンを促す方法を生み出せなかったものかと、非常に残念であった。やはり、地元住民が積極的に人口増加に対して取り組まなければならない。

【石塚会長】

私の個人としての提案だが、意見書を提出したらどうか。

移住者の受け入れを、声を大にして求めたいという気持ちがあるが、それを審議する時間が足りない。先月の16日に上越やまざと暮らし応援団と懇談した際に、小山理事長から移住者を求めても、住宅の手配が非常に難しいことを聞いた。そこで、地域おこし協力隊員を含む移住者に、市営住宅を格安の家賃で入居できる意見書を提出するのはどうかと考えた。移住者を求めるのは、次期の地域協議会の委員にお願いするとしても、移住者を受け入れやすい体制づくりを進めたい。今の提案に対して、委員の意見を求める。また、今の他に提案すべきではないかという意見があれば求める。

【吉原委員】

今の市営住宅というのは、大島区内の市営住宅のことか。

【石塚会長】

大島区へ移住したいと希望しても、大島区の中のどの集落に移住したいかを考えるために一時的に入居したい人や、あるいは短期間、大島区で移住体験したい人のためにも安い家賃で提供をしたい。

【早川委員】

住宅の現状がわからないが、古くなり、改築をしなければいけないところはないのか。

【石塚会長】

今ある大島区内の市営住宅は改築の必要はないと思う。

【丸田委員】

大島区内の市営住宅に入居する住民がいないのであれば、移住者に安い家賃で提供し、活用できればよい。入居してもらえれば、市営住宅も傷まない。

【石塚会長】

簡単に大島区内の市営住宅だけというわけにはいかないと思うが、うまく活用できればよい。

【吉原委員】

市営住宅が空いているなら、活用した方がよい。

【石塚会長】

相当数、空いていると思う。

【丸田委員】

移住者は、意外と空き家への入居を希望している。

【石塚会長】

将来的には空き家に入居してもらおう。移住が決まって、すぐに空き家に入居できるわけではない。そのために、市営住宅を活用する。

【丸田委員】

インターネット等で募集すれば、大島区への移住希望者はいると思う。

【石塚会長】

中途半端な田舎へは移住しないと聞いた。田舎の田舎が好まれている。

【武田G長】

本物の田舎に若者の流れがある。

【石塚会長】

それと受け入れ体制づくりを考えなければいけない。

【横尾委員】

会長の提案のとおり、意見書を提出した方がよいのではないかと。時間もいないことか

ら、意見書の文言については、ぜひ会長と事務局で検討いただきたい。

【石塚会長】

意見書を提出するというのであれば、対応する。

【中村委員】

では、そのようにお願いしたい。せっかく、ここまで議論してきたので、意見書を提出した方がよい。

【石塚会長】

では、移住者のための住宅対策について意見書を提出することによろしいか。

(委員から「はい」の声あり)

意見書は私と事務局で検討し、次回の地域協議会で確認していただくこととする。

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。